

## 教育委員会の取り組み（講師：下田 渚）

### 1. 特別支援教育の理念

・特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

・特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象だけでなく、知的な遅れのない発達障がいも含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

・特別支援教育は、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、わが国の現在および将来の社会にとって重要な意味を持っている。

### 2. 特別支援教育の現状と教育の場

義務教育段階の児童生徒数は減少しているが、特別支援教育の対象となる児童生徒数は増加し続けている  
直近10年間（平成21年→令和1年）で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。特に特別支援学級（2.1倍）、通級による指導（2.5倍）の増加が顕著。

それと共に、特別支援学校の在籍者も増加傾向にある

なぜか??→障がい特性や特別支援教育への理解が進み教師の意識が高まった事、特別支援教室や学校を学びの場を選んだり通級の利用を希望する子どもや保護者が増加した事が要因として考えられる

### 3. 学習指導要領とは

○全国のどここの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。およそ10年に一度、改訂されている

なぜか??→社会の変化を見据えて子ども達が生きていくために必要な資質や能力について見直しを行っている為

○各学校では、「学習指導要領」や年間の標準授業時数などをふまえて、地域や学校の実態に応じて、教育課程（カリキュラム）を編成している。

※新しい学習指導要領の「総則」に『特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導』について明記された。

### 4. 特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント

○学びの連続性を重視した対応

「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」について、子どもたちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定

○一人一人に応じた指導の充実

子どもの障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質、能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実すると共に、コンピューター等の情報機器（ICT機器）の活用等について規定

○自立と社会参加に向けた教育の充実

卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行う事を規定